

モデル地域における「生活塾」の実証実験の実施について

人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが、小学生を預かり、親に代わっておやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活を身につけさせることなどを支援する取組である「生活塾」について、平成17年11月より研究会を開催し、生活塾の普及方法について検討してきたところである。

このたび、研究会における検討の一環として、モデル地域であるさいたま市、新宿区、川崎市、平塚市において、別添のとおり実証実験を実施することとなった。

資料

- 別添1 生活塾の普及促進にかかる実証実験について（さいたま市）
 - 別添2 生活塾の普及促進に関わる実証実験の実施について（新宿区）
 - 別添3 「生活塾」実証実験について（川崎市）
 - 別添4 「生活塾」実証実験案（平塚市）
-
- 参考1 生活塾の普及促進に関する研究会開催要綱
 - 参考2 生活塾について

生活塾の普及促進にかかる実証実験について

1 実証実験の担い手となる団体／事業

保育課（ファミリー・サポート・センター）

2 預かりの形式

- ・ 場所（基本的に自宅）
- ・ 対応関係（1対複数の預かりとする）
- ・ 時間（平日の放課後から午後10時まで）
- ・ 対象児童（小学校1年生から6年生までの児童）

3 モニター数の目安

- ・ 預かる側（各区1名）計 10人程度、預ける側 20～30人程度を予定。

4 モニターの募集方法

預かる側は、ファミリー・サポート・センターの会員及びシルバー人材センターの会員を中心に募集し、預ける側は預かる家庭の近隣の児童が望ましいため、放課後児童クラブを中心に募集する。

5 預かる側のモニターに対する説明（研修）内容の概要

ファミリー・サポート・センターの提供会員への研修を参考に行う。（2時間程度）

- ・ 生活塾のモニター実施目的・期間・方法・料金等について
- ・ 援助内容について（提供できる援助内容の把握も含め）
- ・ 援助活動の基本的事項、保険等について
- ・ マッチング（面接）方法について

6 料金の設定

預かりの料金については、預かる側が設定することとし、事前に双方の合意を得るものとする。また、食事など実費弁償分についても同様とする。

7 スケジュール

- 1月 モニター募集 PR
- 2月 預かる側のモニターへの研修、援助内容の把握
預ける側のモニターのニーズ把握
- 3月 マッチング
預かりの実施
- 4月 モニターへのアンケート
アンケートの集計、実証実験結果のまとめ

さいたま市生活塾の普及促進にかかる実証実験に関する要綱

1 目的

働く親が安心して子どもを育てる社会的環境を整備する一環として、人生経験豊かな退職者や子育てを終えた主婦などが放課後小学生を預かり、親に代わりおやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けさせることなどを支援する取り組みとした、「生活塾」の普及促進の研究のため実証実験を実施する。

2 対象及び客体について

- (1) 「生活塾」の普及促進の研究に理解を有する方。
- (2) 小学校1年生から6年生までの児童で、家族等の迎えが可能な方。
- (3) 上記の実験参加者は、事前にさいたまファミリー・サポート・センター会員の登録をするものとする。

3 調査事項

- (1) 預かる側の場所、時間、援助内容、食事、料金、その他預かる側の状況等
- (2) 預ける側の時間、援助内容、食事、料金、その他預ける側の状況等

4 実証実験の期間

実験の期間は、マッチング（面接）の後1ヶ月程度とする。

5 預かりの形式

原則として、自宅での1対複数人（4人まで）の預かりとし、時間については平日（祝祭日を除く）の放課後から午後10時までの時間とする。

6 料金について

料金については、さいたまファミリー・サポート・センター会則第13条の規定に関わらず、預かる側が、提供する援助の内容や付加価値などのサービスの対価性を考慮し、社会通念上想定し得る範囲内で設定することとする。また、実験に当たっては、事前に預ける側との合意を得るものとする。その他、食事など実費弁償にかかる分についても同様とする。

7 適用

この要綱は、さいたま市が実施する生活塾の普及促進にかかる実証実験について適用する。

新宿区

生活塾の普及促進に関わる実証実験の実施について

1 概要

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン 平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）のなかで、地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成の促進として位置づけられた生活塾の普及促進の研究のため実証実験を実施する。

2 期間

実証実験は、平成18年3月から4月まで実施する。

3 方法

区民の中からモニターを募集し、実証実験に参加後にアンケートを実施する。

4 内容

生活塾とは、学童クラブやファミリー・サポート、シルバー人材センターの仕組みを活用して、子育てを終えた主婦や高齢退職者等が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組で、新宿区では次の内容で実証実験を実施する。

(1) 個人宅での預かり型 放課後または学童クラブ終了後から保護者の帰宅まで、モニター宅で子どもを一人または複数預かり、食事や入浴等を提供しながら基本的な生活習慣を身につけるなどの取組をおこなう。

(2) 施設での預かり型 春期学校休業中に児童館等の公共施設を利用して、複数の子どもを児童館・学童クラブ開始時まで1時間程度預かり、読み聞かせ等を実施しながら基本的な生活習慣を身につけるなどの取組をおこなう。

(3) 対象 小学1年生から3年生までの児童

5 料金

預かりは有償とし、支払は利用者（児童の保護者）がモニターに支払う。

(1) 個人宅での預かり型 1時間800～900円 食事1食500円

(2) 施設での預かり型 一人1回600円

6 事業の実施

(1) 個人宅での預かり型は、新宿区社会福祉協議会において実施する。

(2) 施設での預かり型は、福祉部子ども家庭課において実施する。

7 区の支援

施設の提供、活動の実施に関して必要な支援を行う。

8 周知方法

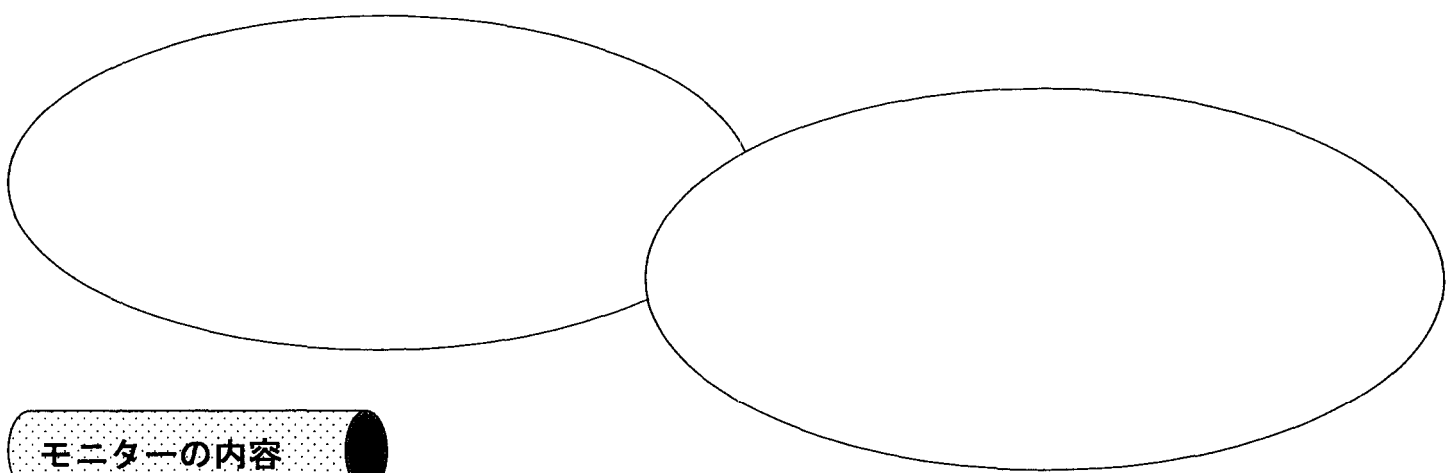
新宿区広報 平成18年2月5日号掲載予定

新宿区ファミリー・サポート・センター広報紙 平成18年1月号掲載予定

新宿区 生活塾実証実験モニター募集

生活塾とは、小学生が一人ぼっちになるとき、人生経験豊かな主婦や退職者の方に子どもを預かっていただき、生活体験を一緒に行うことで、子どもの健全な発達を図ろうとする試みです。新宿区では厚生労働省の依頼を受け、この制度の普及促進方法を検討するため、モニターを募集します。

「生活塾」といっても特別なことをしていただく必要はありません。子どもと一緒にご飯やおやつを食べたり、勉強への声かけや、本を読んだりしてすごしていただきます。



モニターの内容

(1) 個人宅での預かり型 (ファミリーサポート提供会員の資格が必要です)

形態	平成18年3月から4月まで、放課後または学童クラブ終了後から保護者の帰宅まで、モニター宅で1人以上の子どもを預かっていただきます。
料金	子ども1人あたり 1時間 800円夜7時以降 1時間 900円 夕食の提供 500円 入浴の提供 180円

(2) 施設での預かり型 (どなたでもできます)

形態	春休み中に児童館等の公共施設を利用して朝1時間程度、2~3人の子どもを預かっていただきます。
料金	子ども1人あたり 1回 600円
その他	事前に2~3時間の研修があります。

モニター申込み方法等

実証実験のモニターに参加可能な方は、裏面の申込み用紙に記入の上ファックス、または電話でお申込みください。(2月24日締め切り)

その後、モニターの登録内容と利用者の希望内容が一致し、マッチングが完了した場合、生活塾のモニターとして決定します。

モニターにお申込みいただいてもマッチングが成立しない場合があります。

生活塾モニター申込み用紙

氏名 _____

住所 _____

電話番号 ()

1. 個人宅での預かり型 ファミリーサポート提供会員資格が必要です

	月	火	水	木	金
○・× (活動可能日に○)					
終了希望時間 (開始時間は基本的に18時)					
預かる人数 (可能な人数)	人	人	人	人	人
性別 (希望がある場合には○)	男・女	男・女	男・女	男・女	男・女

2. 施設での預かり型 どなたでもできます。事前研修が2～3時間あります。

時 間	8:00 ~ 9:00(施設での活動時間)				
					3/24(金)
○・× (活動可能日に○)					
	3/27(月)	3/28(火)	3/29(水)	3/30(木)	3/31(金)
○・× (活動可能日に○)					
	4/3(月)	4/4(火)	4/5(水)		
○・× (活動可能日に○)					

※ 施設とは区内の児童館等です。

《申込み先》
 新宿区福祉部子ども家庭課子ども家庭相談係
 ファックス 03-3209-1145
 電話 03-5273-4558

川崎市

「生活塾」実証実験について

1 目的

人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが、放課後の小学生をあずかり、親に代わっておやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取り組み『生活塾』の実証実験を行うことにより、利用者および提供者の援助内容、利用料金、預かり場所等に対するニーズを把握する。

2 担い手となる事業者

川崎市ふれあい子育てサポートセンター「あいいく」

3 実験参加モニター

- ・ 「ふれあい子育てサポート」の提供会員
- ・ 小学1年生～6年生の児童の保護者で、かつ「ふれあい子育てサポート」の依頼会員

4 実験方法

- ・ 預かり場所は原則として提供会員の自宅
- ・ 預かる児童は、小学生1年生～6年生の児童1～5名
- ・ 時間は平日の放課後から午後10時までの間
- ・ モニター（提供会員）数は10人～15人程度

5 料金

- ・ 利用料：～午後9時…1時間700円、午後9時～午後10時まで…1時間900円
(ただし同提供会員に同時に複数名預ける場合の利用料は、すべての依頼会員につき無料。その場合、依頼会員のこどもは、先着21名まで。依頼するこども1人あたり、最大12時間までの利用時間制限あり。)
- ・ 食費、交通費等の実費は利用会員が負担
- ・ 実験参加のお礼として、単数預かりのみ利用の依頼会員に1,000円相当の図書券、すべての提供会員に1500円相当の図書券を予定

6 モニター募集方法及びスケジュール

- | | |
|-----------|--|
| 12月～1月 | ・モデル地域にて「ふれあい子育てサポート」の会員の中から、生活塾の実証実験に参加してくれる提供会員・依頼会員を探す。 |
| 1月末 | ・複数預かりに参加してくれる依頼会員を口コミ等で探す。
・モニターに実験依頼文・打合せ票・アンケート送付 |
| 1月～3月まで随時 | ・依頼会員と提供会員との話し合い（預かり時の内容・迎えなど）開始。 |
| 2月～3月 | ・預かりの実施（2ヶ月程度） |
| 4月中旬まで | ・モニターから、生活塾の有用性等についてのアンケート回収 |
| 5月中旬 | ・実験結果報告 |

7 モニターへの説明（研修）内容

- ・生活塾の目的、期間、方法、料金、援助内容等
- ・預かる際の留意点（児童・保護者への接し方、病気時の対応等）
- ・保険の適用等

「生活塾」お試しモニターとは？

生活塾とは？

放課後（わくわくプラザ後など）から保護者が帰宅するまでの小学生を、人生経験豊かな主婦や退職者の方のご自宅で預かって頂き、生活体験を一緒に行うことで、子どもの健全な発育を図ろうという試みです。

なぜ「お試し」をするの？

厚生労働省が『生活塾』の普及促進方法を検討する際の参考にするためです。

お試しモニター・ヘルパー会員とは？

「ふれあい子育てサポート」ヘルパー会員で、お預かりしていただく小学生が希望する以下のような生活体験等を一緒にして下さる方。（モニター実験終了後にアンケートにご協力いただきます）

例えば…ご飯やおやつを作り、食べる。

散歩をして植物や動物などを観察する。

ベランダの植物の手入れをする。

四季の行事を一緒に楽しむ。

など

お試しモニター・利用会員とは？

小学生以下（ただし、今回モニター期に特別参加くださる場合は、小学生であること）のお子さんをヘルパー会員に預けたい保護者の方（モニター実験終了後にアンケートにご協力いただきます）

モニター実験の費用は？

1名のみのお預かりの場合は、今まで同様 1 時間 700 円（900 円）の利用料及び食費等の実費は利用会員がヘルパー会員にお支払ください。

ただし、同時間に複数名（学齢前児童は 1 人以下）預かって頂ける場合は、利用料のみは全額サポートセンターからお支払いたします。食費等の実費は、1 名のみのお預かりと同様、利用会員がお支払ください。

モニター実験期間

平成 18 年 2 月～3 月末日の 2 ヶ月

問合せ先

川崎市 健康福祉局 こども施策推進部 こども計画課

（電話 044-200-2665）

（FAX 044-200-3933）

「生活塾」実証実験

- 1 実証実験の担い手となる事業体
平塚市を中心として活動する公益法人等（社会福祉法人・NPO 法人他）
- 2 目的
小学生の放課後の預かり等の中で、平塚市固有の文化や歴史などを、児童と中高年齢者等の交流を通じた世代間を越える市民活動により、次代へ永久に継承していく取組「生活塾」の普及啓発に係わる研究を目的とする。
- 3 実証形式
実証実験の担い手となる事業体による施設型「生活塾」を開設し、月曜日から日曜日までの、概ね20時～21時ぐらいまでの預かりの中で、各テーマに合わせたプログラム（スポーツ・学習・地域貢献・文化継承他）を用意し、活動を実施する。
また、各プログラムにのみ参加する参加型「生活塾」の活動（施設での預かりは無し）も実施する。
- 4 モニターの募集方法
預かりも含めた施設型「生活塾」については、プログラムの内容を開示し、近隣の学校等に利用を呼びかける。
また、プログラムのみ参加型「生活塾」については、プログラムの内容を開示し、宣伝媒体等を活用し広く利用を呼びかける。
- 5 事業者側のモニターに対する説明
事務手続き、生活塾の主旨、活動内容等を募集時に説明する。
- 6 料金の設定
施設型「生活塾」については、月極めの料金及び一時預かり料金を設定する。
※プログラム等で発生する実費費用は別で負担頂く。
参加型「生活塾」については、各プログラムで発生する実費費用を負担頂く。
- 7 実証実験の検証
実証実験終了後にモニターからアンケートを行い、事業内容について検証する。
- 8 スケジュール

1 2月下旬	生活塾の運営方法の検討
H18/1月中旬	実証実験の担い手となる事業体の検討
2月上旬	事業者側の援助体制及事務手続き等の検討
2月下旬	モニター募集（事務手続き、生活塾の主旨、活動内容等を説明する。）
4月上旬	実証開始（概ね1ヶ月） ※実証終了後も事業は継続して実施していく。
5月上旬	モニターへのアンケート、アンケートの集計、結果のまとめ、報告

生活塾の普及促進に関する研究会開催要綱

1 趣旨

都市部を中心に核家族が増える中、両親ともにフルタイムで働く家庭も増え、そうした家庭においては、小学校（放課後児童クラブ）が終わってから親が帰宅するまでの時間帯、子どもをどのように安心して育てるかが切実な問題となっている。

一方、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などの中には、自由になる時間を利用して、仕事と子育ての両立に苦勞している家庭を助けたい、子育てをサポートしたいと、人助けに積極的に関わることがを希望する者が多く存在すると考えられる。

このため、両者を結びつけ、働く親が安心して子どもを育てる社会的環境を整備する一環として、人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが、小学生を預かり、親に代わっておやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組（「生活塾」）を促進することとする。

こうした取組の受け皿となる事業として、ファミリー・サポート・センター、シルバー人材センター、放課後児童クラブなどがあることから、これらの事業の実施の中で生活塾をどのように効果的に普及できるか、また、預けたい人々、預かりたい人々をどのように確保するかについて検討し、提言を取りまとめることとする。

2 検討内容

- (1) 現状分析
- (2) 生活塾の普及方法
- (3) その他

3 運営

- (1) 生活塾の普及促進に関する研究会（以下、「研究会」という。）は雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長が有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 研究会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- (3) 研究会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (4) 研究会の庶務は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課で行う。

生活塾について

人生経験豊かな退職者や子育てを終えたベテラン主婦などが、小学生を預かり、親に代わっておやつや食事を与えたり、挨拶などの基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組のこと。

〔特色〕

- ・主に自宅で、複数の預かりも含めて行う。
- ・預かりだけではなく、おやつや食事の提供、挨拶等のしつけを身につけさせる等の援助も併せて行う。
- ・預かりは有償とし、その報酬の支払いは当事者間で行う。
- ・市区町村は、預ける者と預かる者の間のマッチングを行う。
- ・ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターなどの既存の仕組みを活用して行うことができる。

(参考)

「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的な実施について」
(子ども・子育て応援プラン)

(抄)

平成16年12月24日少子化社会対策会議決定

□地域住民による子どもの基本的な生活習慣の形成の促進

放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター、シルバー人材センターの仕組みを活用し、子育てを終えた主婦や高齢退職者等が子どもを預かり、基本的な生活習慣を身につけることなどを支援する取組（「生活塾」）を促進する。